

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市の義務に属する損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日 提出

旭市長 米本 弥一郎

記

1	専決年月日	令和6年5月14日
	事故等の概要	令和6年4月11日、旭市萬歳地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですれが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	1,989円
	相手方	香取郡東庄町在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し1,989円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
2	専決年月日	令和6年7月22日
	事故等の概要	令和6年7月2日、旭市高生地先の道路上において、草刈り作業中の飛び石により、走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	61,270円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し61,270円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
3	専決年月日	令和6年10月15日
	事故等の概要	令和6年8月16日、飯岡小学校において、台風7号の強風により敷地内の樹木の枝が及ぼした隣接する家屋の屋根等への損害
	損害賠償額	550,000円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し550,000円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。

4	専決年月日	令和6年11月19日
	事故等の概要	令和5年11月28日、旭市萩園地先の道路上において発生した、市有自動車と自転車の接触による人身事故
	損害賠償額	70,444円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し70,444円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
5	専決年月日	令和6年12月10日
	事故等の概要	令和5年6月30日に海上中学校が発行した学年だより及び学校ホームページで、著作権を有するイラストをその使用許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したもの
	損害賠償額	88,000円
	相手方	著作権所有者の代理人弁護士
	和解の条件等	市は、相手方に対し88,000円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
6	専決年月日	令和6年12月18日
	事故等の概要	令和6年12月4日、旭市後草地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	58,960円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し58,960円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。

7	専決年月日	令和7年1月10日
	事故等の概要	令和6年11月26日、旭市神宮寺地先の道路上において、走行中に路面に敷設された排水路のグレーチングが跳ね上がり、タイヤ及びホイール並びにブレーキキャリパー等の足回り部材が破損した自動車物損事故
	損害賠償額	985,975円
	相手方	匝瑳市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し985,975円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
8	専決年月日	令和7年3月11日
	事故等の概要	令和7年1月17日、旭市井戸野地先の道路上において、火災出動中の消防団車両と対向車両との接触による自動車物損事故
	損害賠償額	97,900円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し97,900円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。